

**佐々町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

令和5年3月

佐 々 町

■目次

1. 背景	2
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2. 基本的事項	5
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
(6) SDGs と（持続可能な開発目標）との関わり	
3. 温室効果ガスの排出状況	9
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増加要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	11
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	12
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	14
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
参考資料	17

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削

減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3（2021）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2022年12月末時点においては823地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億2,000万人を超える計算になります。



図 1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2022）

「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」より一部抜粋

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

2. 基本的事項

(1) 目的

佐々町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「佐々町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、佐々町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

佐々町事務事業編の対象範囲は、佐々町の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められた7種類の温室効果ガスのうち、日本の温室効果ガス総排出量において、最も割合の高い二酸化炭素（CO₂）のみとします。

表 2 対象とする温室効果ガス

ガスの種類	人為的な発生源	
①二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源	施設での電気や燃料（プロパンガス、灯油、重油）の使用や公用車の燃料（ガソリン等）使用により排出されるもの。
	非エネルギー起源	一般廃棄物（廃プラスチック類）の焼却により排出されるもの。
②メタン（CH ₄ ）	自動車の走行、一般廃棄物の焼却等により排出されるもの。	
③一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行、一般廃棄物の焼却等により排出されるもの。	
④ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	自動車エアコンディショナーの使用・廃棄時に排出されるもの。	
⑤パーフルオロカーボン（PFCs）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時に排出されるもの。	
⑥六フッ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時に排出されるもの。	
⑦三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられるもの。	

(4) 計画期間

2023年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2027年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2020	…	2023	2024	2025	2026	2027	…	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
計画期間			→							

図 2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

佐々町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び第7次佐々町総合計画に即して策定します。

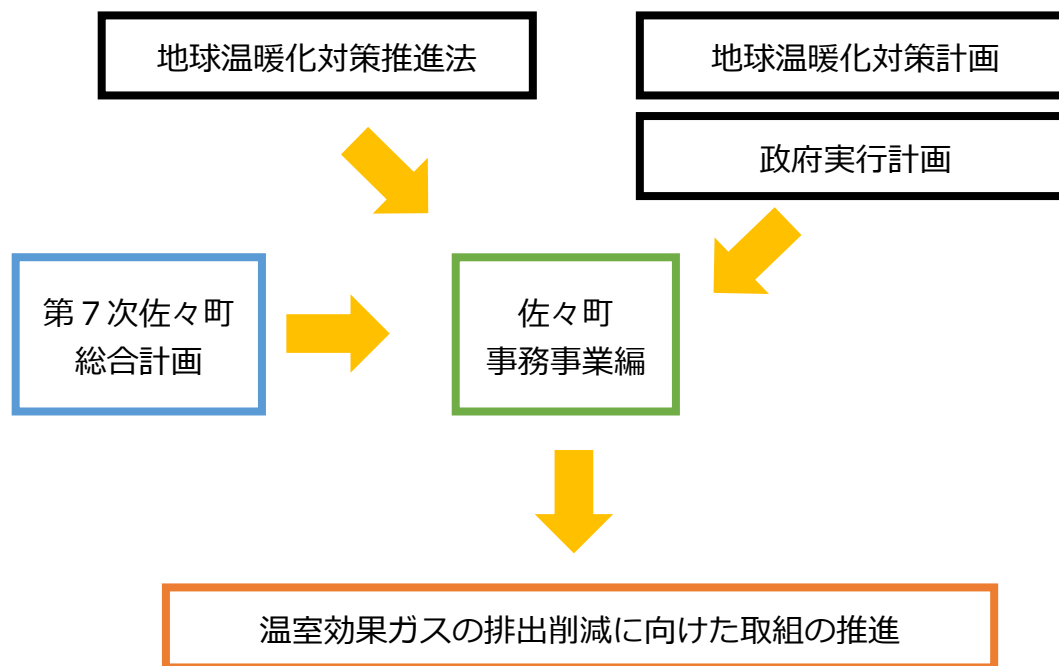


図 3 佐々町事務事業編の位置付け

(6) SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

SDGsは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



図 4 SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標

本計画と特に関わりの深いSDGsのゴールを次項に示します。

次項に示したゴールは、本計画の推進によって達成に資するゴールであるとともに、本町の各種計画の推進によって達成されるゴールであることを認識しながら、取組を進めていきます。

表 3 本計画と関わりの深いSDGsのゴール

目標 (Goal)	説明
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【安全な水とトイレを世界中に】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と接続可能な管理を確保する。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【エネルギーをみんなに そしてクリーンに】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【住み続けられるまちづくりを】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で接続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>【つくる責任 つかう責任】 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>【気候変動に具体的な対策を】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>【陸の豊かさも守ろう】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

佐々町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2020年度において、4,880t-CO₂となっています。

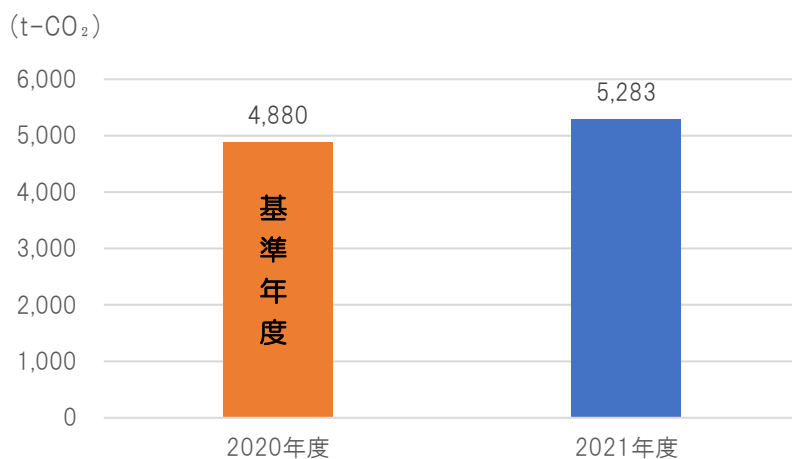


図 5 佐々町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、ごみ処理施設が全体の60%を占め、次いで水道施設14%、下水道施設11%、小中学校3%、多世代包括支援センター3%、町役場庁舎2%となっています。

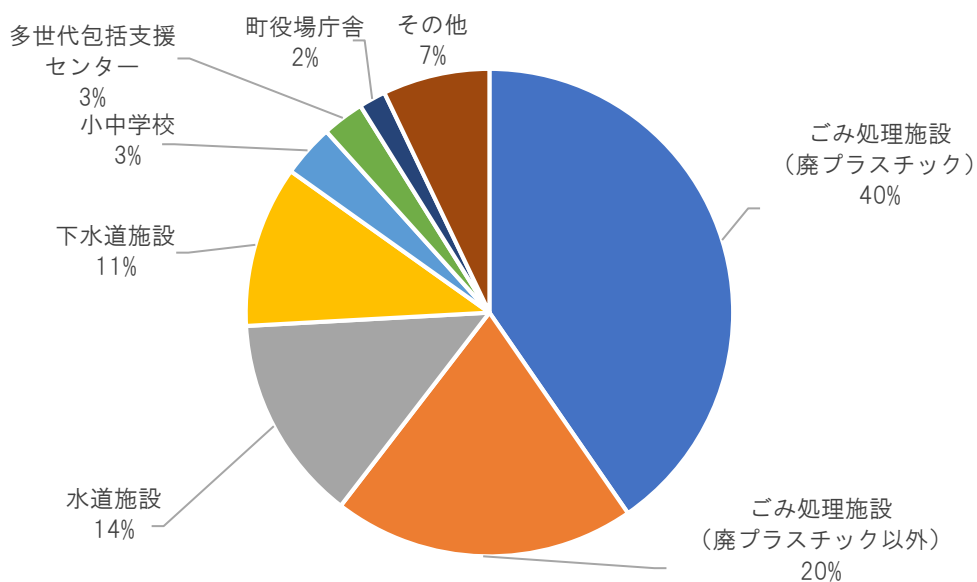


図 6 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2020年度)

また、エネルギー起源の温室効果ガスの排出量は、電気が全体の81.7%を占め、次いでLPガス10.8%、重油4.2%、灯油1.5%となっています。

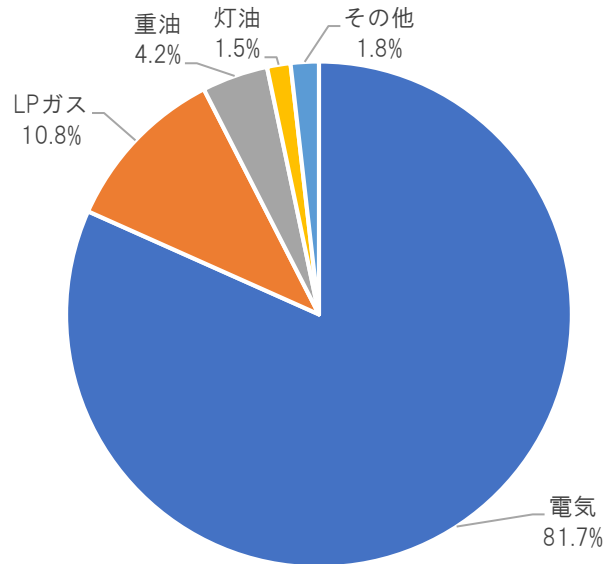


図 7 エネルギー起源の「温室効果ガス総排出量」の割合（2020年度）

(2) 温室効果ガスの排出量の増加要因

佐々町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増加要因として、下記に示すものが挙げられます。

○ 増加要因

- ごみ処理施設における廃プラスチック類の処理量の増加
- 小中学校への空調設備の導入

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、佐々町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

政府実行計画等では、国の事務及び事業に伴う温室効果ガスを、平成 25 年度（2013 年度）を基準として、令和 12 年度（2030 年度）までに 50%削減する目標を定めています。

本計画においては、基準年度を令和 2 年度（2020 年度）としているため、政府実行計画等の削減目標を計画期間で按分すると、令和 2 年度比では 30%の削減となります。

また、温室効果ガスのうち、非エネルギー起源 CO₂である「ごみに含まれる廃プラスチック類の焼却」による二酸化炭素の目標設定にあたっては、佐々町の「一般廃棄物処理基本計画」を基に削減率を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2020 年度）比で 30%削減することを目標とします。

表 4 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガス	基準年度（2020 年度）	目標年度（2030 年度）	削減率
エネルギー起源 CO ₂	2,936t-CO ₂	1,609t-CO ₂	45%
非エネルギー起源 CO ₂	1,944t-CO ₂	1,807 t-CO ₂	7%
合計	4,880t-CO ₂	3,416 t-CO ₂	30%

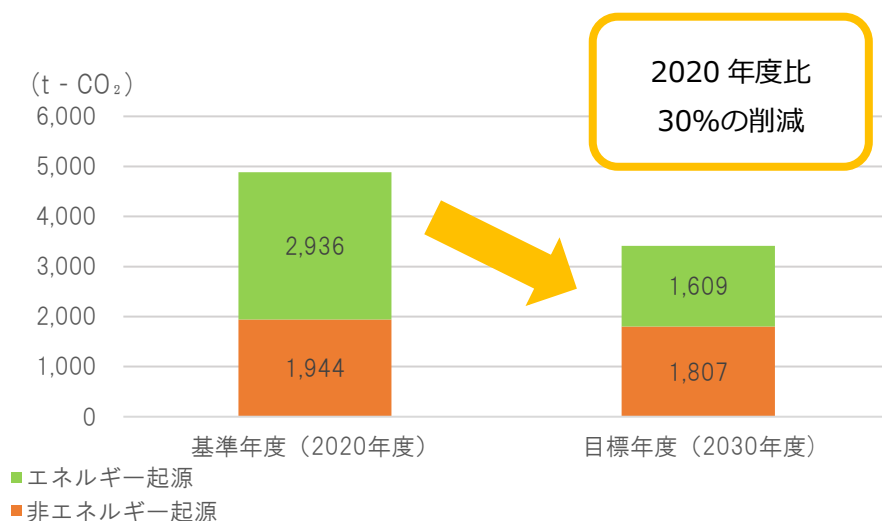


図 8 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 冷房や暖房は設定温度を緩和し、室内温度の適正化を実施します。
- 給湯温度を調整し、必要最小限の利用となるよう努めます。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- カーテンやブラインドによる日射調整を行い、照明照度の適正化を実施します。

関わりの深い SDGs のゴール	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 12 つくる責任 つかう責任	 13 気候変動に 具体的な対策を
---------------------	--	---	--

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- エネルギー消費効率の高い空調設備への更新を検討します。
- 街路灯・防犯灯・施設照明のLED化を進めます。
- 人感センサー付きの照明器具の導入を検討します。
- 公用車の更新時に、低燃費車やハイブリッド車、電気自動車等のエコカーの導入を検討します。

関わりの深い SDGs のゴール	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	 11 住み続けられる まちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任	 13 気候変動に 具体的な対策を
---------------------	---	--	--	--	--

③ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電や太陽利用設備等の再生可能エネルギーの導入を検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 町保有の建築物及び土地における、太陽光発電の導入を検討します。

関わりの深い SDGs のゴール	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	 11 住み続けられる まちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任	 13 気候変動に 具体的な対策を
---------------------	---	--	--	--	--

④ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 環境負荷の低減に寄与する製品の調達を検討します。
- 庁舎等の施設で使用する電気の供給を受ける契約にあたっては、温室効果ガス等による環境負荷についても考慮して検討します。

関わりの深い SDGs のゴール	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 12 つくる責任 つかう責任	 13 気候変動に 具体的な対策を
---------------------	---	--	--

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策実行委員による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- トイレ・給湯室等において日常的な節水に努めます。
- 両面印刷及び不要文書、ミスコピーの裏面利用を徹底し、用紙の節減に取り組みます。
- ごみの分別を徹底し、資源化の推進に取り組みます。

関わりの深い SDGs のゴール	 6 安全な水とトイレ を世界中に	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 11 住み続けられる まちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任	 13 気候変動に 具体的な対策を
	 15 陸の豊かさも 守ろう				

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

① 佐々町地球温暖化対策推進委員会

佐々町地球温暖化対策推進委員会（以下、「委員会」）は、副町長、理事・課長級職員で構成します。委員長は、副町長とします。委員会は、計画の策定、見直しを行うとともに、計画の策定後には進捗管理を行います。

② 佐々町地球温暖化対策実行委員

計画の実行において、各課等の地球温暖化対策実行委員（以下、「実行委員」）は、具体的取組項目の職員への周知と取組の実行を図るとともに、定期的に実施状況を把握し、事務局に報告します。

③ 事務局（保険環境課）

事務局は、実行委員の報告を踏まえて計画の実施状況のとりまとめ等を行うとともに、委員会の開催・運営を行います。

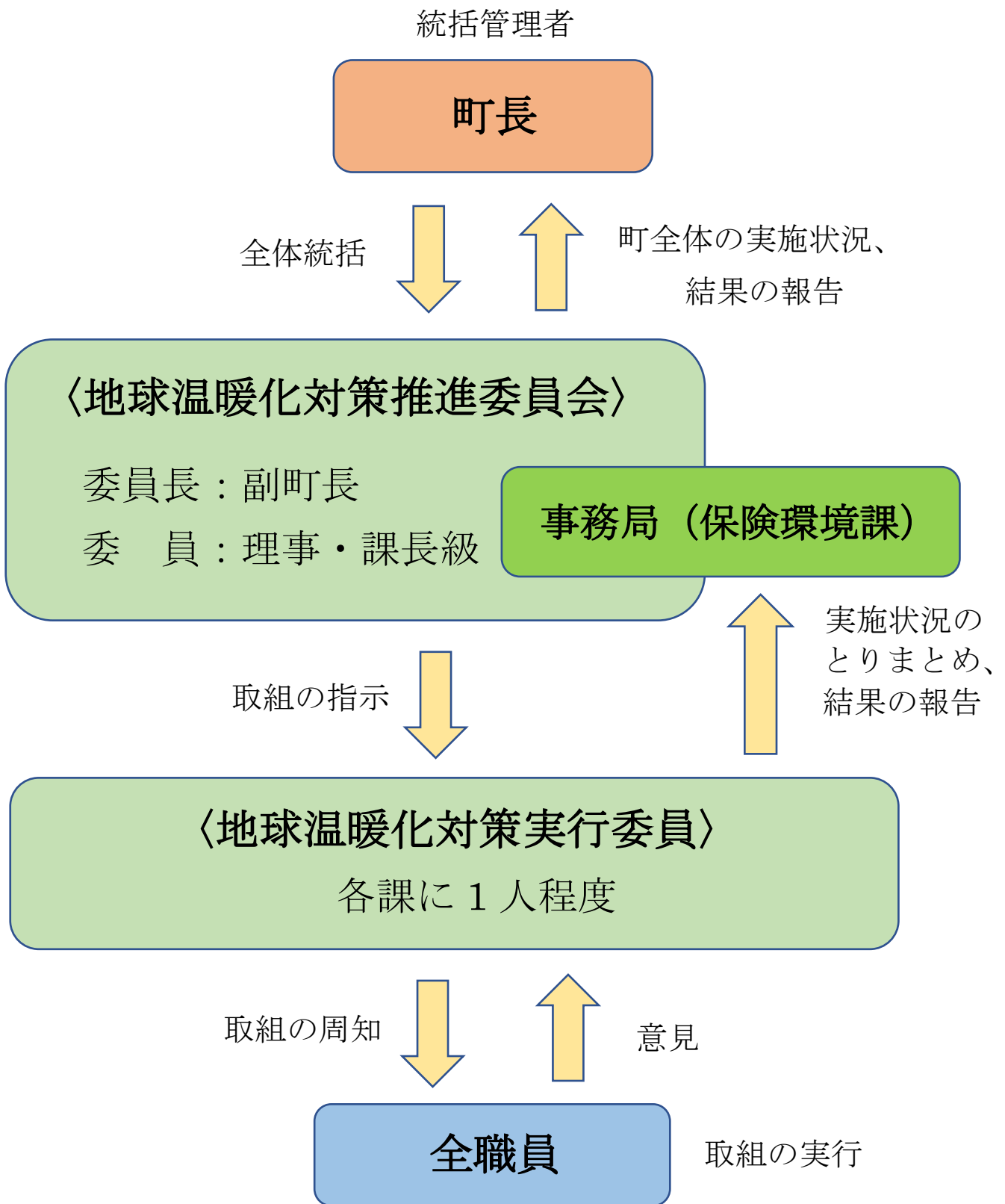


図 9 佐々町事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

佐々町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、佐々町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

佐々町事務事業編の進捗状況は、実行委員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2027年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027年度に佐々町事務事業編の改定を行います。

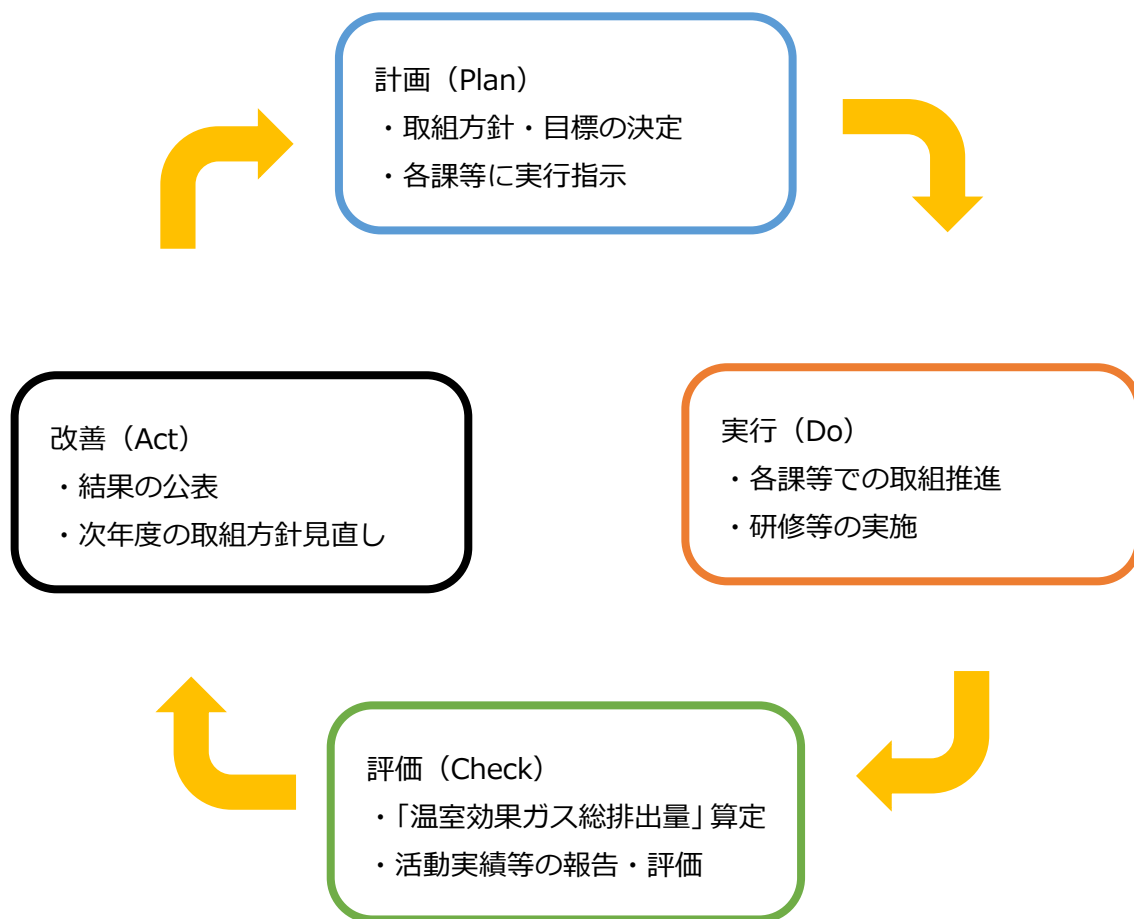


図 10 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

佐々町事務事業編の進捗状況は、佐々町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

(参考資料)

○計画の対象となる町の事務及び事業の範囲

この計画の対象範囲は、「本町行政に係る事務及び事業」とするため、各施設及び公用車とする。

○対象施設

所属	施設等
総務課	役場庁舎、消防施設、さざん花団地排水処理施設、公用車
税財政課	公用車
住民福祉課	第2保育所、公用車
保険環境課	佐々クリーンセンター、公衆便所、公用車
多世代包括支援センター	福祉センター、健康相談センター、診療所、公用車
企画商工課	技能訓練センター、佐々町観光情報センター、窯体験施設
建設課	公営住宅、道路街路灯、公園街路灯、資材置場、公用車
農林水産課	皿山直売所公衆便所、大新田排水機場、農業体験施設、公用車
水道課	大新田第2排水ポンプ場、小浦ポンプ場、大新田中継ポンプ場、マンホールポンプ、佐々浄化管理センター、浄水場、配水池、公用車
教育委員会	佐々中学校、佐々小学校、口石小学校、北部地区体育館、南部地区体育館、文化会館、弓道場、プール管理棟、町立図書館、勤労者体育センター、佐々勤労者総合スポーツ施設、住民総合センター、地域交流センター、公用車

○対象となる項目

所属	項目
総務課	電気、ガソリン、灯油、軽油、液化石油ガス (LPG)
税財政課	ガソリン
住民福祉課	電気、ガソリン、液化石油ガス (LPG)
保険環境課	電気、ガソリン、灯油、軽油、重油、液化石油ガス (LPG)、廃プラスチック類
多世代包括支援センター	電気、ガソリン、液化石油ガス (LPG)
企画商工課	電気
建設課	電気、ガソリン、灯油、軽油
農林水産課	電気、ガソリン、灯油、重油、液化石油ガス (LPG)
水道課	電気、ガソリン、重油、液化石油ガス (LPG)
教育委員会	電気、ガソリン、液化石油ガス (LPG)